

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第17回）

◆開会年月日	令和7年10月17日（金曜日）									
◆開催の場所	第3委員会室									
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員						
	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員						
	森 覚	委員	吉岡 健	委員						
	中島綾菜	委員	斉藤雄二	委員						
	平山杏香	委員	松井優美子	委員						
◆欠席委員	なし									

◆協議事項	1 議長による臨時会の招集請求について
	2 執行部へのSideBooksアカウントの貸与について
	3 検討事項について

◆議事内容

午前9時56分開会

1 議長による臨時会の招集請求について

9月30日（火）に開催された交渉会において正・副議長が辞意を表明した。

よって、議長が議長辞職の許可を付議事件とする臨時会を市長に招集請求するため、地方自治法第101条第2項の規定に基づき、議会運営委員会の議決を求めるもの。

なお、付議事件は「議長辞職の許可」とする。

→ 地方自治法第101条第2項の規定に基づき、議長が議長辞職の許可を付議事件とする臨時会の招集請求をすることについて、簡易採決にて議決した

2 執行部へのSideBooksアカウントの貸与について

議案質疑や一般質問時に議員が必要に応じて議場のスクリーンに表示する資料（以下「スクリーン表示資料」という。）について、執行部は議場のスクリーンでしか見ることができず確認しにくいいため、対応策として執行部にSideBooksアカウントを1つ貸与するもの。 → [了解](#)

貸与に伴う変更点や貸与するアカウントの権限は次のとおり。

（変更点）

	変更前	変更後
スクリーン表示資料の格納場所 ※ スクリーン表示資料は、使用する当日のみ閲覧可。本会議終了後、当該資料は削除する。	[ホーム]-[本会議]- 各定例会・臨時会	[ホーム]-[本会議]

（執行部へ貸与するアカウント）

使用できる人	原則として本会議出席者のみ （1つのアカウントを共有）
アクセス閲覧可能なフォルダ	[本会議]に格納しているフォルダのみ
ファイルの印刷・ダウンロードの可否	・議場配付物：印刷・ダウンロード <u>可</u> ・スクリーン表示資料：印刷・ダウンロード <u>不可</u>

なお、令和7年第2回臨時会はテスト運用とし、本格運用は令和7年12月定例会からを予定している。 → [了解](#)

※「執行部へ貸与するアカウントについて、スクリーン表示資料の印刷及びダウンロードを不可にしているのはなぜか。」＜齊藤委員＞

※「基本的にスクリーン表示資料の著作権は議員にあるため、執行部が印刷及びダウンロードをできないようにしている。スクリーン表示資料を執行部が欲しいのであれば、これまで通り執行部が議員に許可を取り、議会事務局が執行部にデータを渡す。」＜武田事務局長＞

3 検討事項について

9月30日の議会運営委員会で改めて協議することが決定された「委員長報告に対する質疑について」（発議：矢部委員）ご協議いただきたい。

【各会派の意向】

項目/現状	委員長報告に対する質疑は、質疑時間及び回数について規定がない。
草加自民党・ 無所属の会	・質疑時間及び回数を決めたほうがよい。 ・委員会として結論が出ている事項に対して質疑をするべきではないか。
SOKA新政	・まだ会派で検討をしていないため、これから検討する。 ・個人的には、議員個人のモラルの問題であると思う。
公明党	・他市において、委員長報告に対する質疑の時間及び回数を決めているところがあるのかどうか、議会事務局で調査してもらい、その結果を踏まえた上で検討することも大事ではないかという意見があった。 ・まだ、会派で結論は出ていない。
市民共同	・質疑を行う権利はあると思うので、それ自体は悪いことではない。 ・議員個人のモラルの問題なので、議会運営委員会で協議する問題ではないのではないかと。
立憲民主党	・質疑を行う権利はあるのでそれ自体は問題ない。 ・質疑時間については決めてもよい。

※「SOKA新政はまだ会派で検討していない、公明党から他市の状況を踏まえた上で、検討することが大事だという意見があった。他市の状況は分かるか。」＜佐藤委員長＞

※「具体的な他市の状況は次会、お示しさせていただく。基本的に報告に対しては質疑を認めていないというところもある。本市ではこれまでの慣例で質疑を認める運用となっている。」＜武田事務局長＞

※「SOKA新政の意向や議会事務局からの他市の状況の報告を踏まえ、引き続き協議することとする。」＜佐藤委員長＞

- ※「次会日程についてご協議いただきたい。検討事項「議会改革について」反問権の導入については、草加自民党・無所属の会から視察結果の報告を受けた上で検討することとしていたが、いつ報告できるか。」＜佐藤委員長＞
- ※「１０月２０日に福島市に視察に行くのでそれ以降であれば報告できる。１０月３１日に臨時会があるのでその日はどうか。」＜矢部委員＞
- ※「次会日程は、１０月３１日の臨時会終了後に予定している議会広報委員会終了後でよいか。」＜佐藤委員長＞
- ※「まとまるところで。」＜吉岡委員＞
- ※「よい。」＜森委員＞
- ※「よい。」＜斉藤委員＞
- ※「よい。」＜中島委員＞
- １０月３１日の臨時会終了後に予定している議会広報委員会終了後に議会運営委員会を開催し、検討事項「議会改革について」反問権の導入については、草加自民党・無所属の会から視察結果の報告を受けた上で、また、委員長報告に対する質疑については、ＳＯＫＡ新政の意向や議会事務局から他市の状況の報告を受けた上で改めて協議することを決定

午前１０時０９分閉会

◆配付資料 ・ 議会運営委員会協議事項

議会運営委員会協議事項

令和7年10月17日（金）
午前10時 第3委員会室

1 議長による臨時会の招集請求について

9月30日（火）に開催された交渉会において正・副議長が辞意を表明した。
よって、議長が議長辞職の許可を付議事件とする臨時会を市長に招集請求するため、地方自治法第101条第2項の規定に基づき、議会運営委員会の議決を求めるもの。
なお、付議事件は「議長辞職の許可」とする。

2 執行部へのSideBooksアカウントの貸与について

議案質疑や一般質問時に議員が必要に応じて議場のスクリーンに表示する資料（以下「スクリーン表示資料」という。）について、執行部は議場のスクリーンでしか見ることができず確認しにくいいため、対応策として執行部にSideBooksアカウントを1つ貸与するもの。

貸与に伴う変更点や貸与するアカウントの権限は次のとおり。

（変更点）

	変更前	変更後
スクリーン表示資料の格納場所 ※ スクリーン表示資料は、使用する当日のみ閲覧可。本会議終了後、当該資料は削除する。	[ホーム]-[本会議]- 各定例会・臨時会	[ホーム]-[本会議]

（執行部へ貸与するアカウント）

使用できる人	原則として本会議出席者のみ （1つのアカウントを共有）
アクセス閲覧可能なフォルダ	[本会議]に格納しているフォルダのみ
ファイルの印刷・ダウンロードの可否	・ 議場配付物：印刷・ダウンロード可 ・ スクリーン表示資料：印刷・ダウンロード不可

なお、令和7年第2回臨時会はテスト運用とし、本格運用は令和7年12月定例会からを予定している。

3 検討事項について

9月30日の議会運営委員会で改めて協議することが決定された「委員長報告に対する質疑について」（発議：矢部委員）ご協議いただきたい。

【各会派の意向】※9月22日時点

項目/現状	委員長報告に対する質疑は、質疑時間及び回数について規定がない。
草加自民党・ 無所属の会	・ 質疑時間及び回数を決めたほうがよい。 ・ 委員会として結論が出ている事項に対して質疑をするべきではないか。
SOKA新政	結論が出ていない事項に質疑をすることは、議員としての資質の問題もあるかもしれない。会派に持ち帰り検討したい。
公明党	議員個人のモラルの問題だと思うが、委員長報告に対する質疑時間などについては、今まで協議がされていないと聞いているので、会派に持ち帰り検討したい。
市民共同	・ 質疑を行う権利はあると思うので、それ自体は悪いことではない。 ・ 議員個人のモラルの問題なので、議会運営委員会で協議する問題ではないのではないか。
立憲民主党	会派に持ち帰り検討したい。

また、協議終了後、次会日程についてご協議いただきたい。